

青森県報

第二千九百二十六号

平成二十年
四月二十八日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高 齢 福 祉 保 険 課)	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	一
道路の指定	(建 築 住 宅 課)	二
公 告		
毒物劇物取扱者試験の施行	(医 療 薬 務 課)	二
開発行為に関する工事の完了	(建 築 住 宅 課)	三
右 同	(同)	三
建設業者の許可の取消し	(中 南 地 域 局)	三
右 同	(同)	三
右 同	(三 八 地 域 局)	三
右 同	(同)	四
出先機関	(上 北 地 域 局)	四
土地改良区の役員の就任	(東 青 地 域 局)	四
土地改良事業の工事の完了	(三 八 地 域 局)	四
右 同	(同)	五
土地改良区の役員の就任	(上 北 地 域 局)	五
右 同	(同)	六
土地改良区の定款変更の認可	(同)	六

告 示

青森県告示第三百九十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	指 定 年 月 日
有限会社光仁メディカ プロジェクト	青森市大字羽白四の五	特定福祉用具販売	まちだ福祉用具貸与青森	青森市大字羽白四の八の一	"
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八の七	訪問入浴介護	アースサポート株式会社 青森在宅サービスセンター	青森市花園二丁目九の二三	平成 二〇・四・二六

青森県告示第三百九十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成二十年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 又は 名称	アールエスサポ ート株式会社	アールエスサポ ート株式会社	アールエスサポ ート株式会社	アールエスサポ ート株式会社
	東京都区谷区本 町一丁目八の七	青森市花園二丁 目九の二三	青森市花園二丁 目九の二三	青森市花園二丁 目九の二三
主たる事務所の 所在地又は住所	青森市大字羽白 字沢田四五の四	青森市大字羽白 字沢田四八の一	青森市大字羽白 字沢田四八の一	青森市大字羽白 字沢田四八の一
介護予防サ ービスの 種類	訪問入浴 介護	特定介護 用具販売	特定介護 用具販売	特定介護 用具販売
介護予防サ ービス事業 所	アールエスサポ ート株式会社 青森在宅サ ービスセン ター	アールエスサポ ート株式会社 青森在宅サ ービスセン ター	アールエスサポ ート株式会社 青森在宅サ ービスセン ター	アールエスサポ ート株式会社 青森在宅サ ービスセン ター
名 称	アールエスサポ ート株式会社	アールエスサポ ート株式会社	アールエスサポ ート株式会社	アールエスサポ ート株式会社
所 在 地	青森市花園二丁 目九の二三	青森市花園二丁 目九の二三	青森市花園二丁 目九の二三	青森市花園二丁 目九の二三
指 定 年 月 日	平成 二〇・四・一六	平成 二〇・四・一六	平成 二〇・四・一六	平成 二〇・四・一六

青森県告示第百九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区 間	三沢市中央町二丁目六四の四 三沢市中央町二丁目六四の四 三沢市中央町二丁目六四の四 三沢市中央町二丁目六四の四 三沢市中央町二丁目六四の四 三沢市中央町二丁目六四の四 三沢市中央町二丁目六四の四 三沢市中央町二丁目六四の四	延 長	一〇・二七メートル 二一・〇〇メートル 二一・〇〇メートル 一三・〇一メートル	幅 員	三・〇〇メートル 六・〇〇メートル 三・〇〇メートル 三・〇〇メートル	指 定 年 月 日	平成 二〇・四・一六 二〇・四・一六 二〇・四・一六 二〇・四・一六
-----	--	-----	--	-----	--	--------------	--

公 告

毒物劇物取扱者試験の施行

平成二十年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）第八条の規定により公告する。

平成二十年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所（筆記試験、実地試験共に）

1 期日

平成二十年九月九日（火）

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一
青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

平成二十年六月二十七日（金）から同年七月四日（金）まで。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、七月四日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇一八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内の各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）及び青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二八九）に問い合わせること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社極東開発東北

二 代表者の氏名 西田 正和

三 主たる営業所の所在地 八戸市北インター工業団地五丁目二の二六

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第三〇〇三二〇号

五 取消年月日 平成二十年四月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 木村建設株式会社

二 代表者の氏名 木村 令二

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字高清水七四の三八

四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第一二四六三号

五 取消年月日 平成二十年四月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可
取消しの原因となった事実

平成二十年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、蓬田村土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年四月二十八日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	高田 萬	東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一三	平成二〇・三・二五

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十年四月二十八日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土場川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年四月二十八日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事 古屋敷征一		上北郡七戸町字榎林古屋敷九の二	平成二〇・四・四

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥瀬堰土地改良区の定款の変更を平成二十年四月八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年四月二十八日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭